

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
134	57-41	× 作成後1ヵ月以内の登記事項証明書	○ 作成後3ヵ月以内の登記事項証明書
157	58-43 甲区 2番	原因 遺留分減殺	原因 代物弁済
158	②	○ 「遺留分減殺」を登記原因とする所有権移転登記の税率は、 <u>1,000分の4</u> となる。 ⇒課税価格1,000万円×税率4/ 1000 = <u>4万円</u>	× 「代物弁済」を登記原因とする所有権移転登記の税率は、 <u>1,000分の20</u> となる。 ⇒課税価格1,000万円×税率20/ 1000 = <u>20万円</u>
173 174	60-2	(ア)	法改正により削除